

埼玉県貸金業行政処分基準

貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第24条の6の4の規定に基づく業務の停止及び登録の取消しについては、この基準の定めるところによる。

（業務の停止）

第1条 業務の停止は、貸金業者が法を遵守していないことにより、資金需要者等に損害が発生している場合又は損害が発生すると見込まれる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 口頭指導若しくは文書による改善指導を行った後においても改善されない場合又は改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、業務の停止を行うことが必要であると認められる場合

（業務の停止の対象となる営業所）

第2条 業務の停止の対象となる範囲は、原則として法違反を行っている貸金業者の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）とする。ただし、当該営業所等を統括する主たる営業所等においても法違反の事実が確認でき、また、当該貸金業者の従たる営業所等においてもその違反が行われる可能性があるとして認められる場合においては、当該貸金業者のすべての営業所等に対して業務の停止の処分を行うものとする。

（停止する業務の範囲）

第3条 停止する業務の範囲は、任意の弁済の受領及び債権の保全に関する業務を除き、業務のすべてとする。

（業務の停止の期間）

第4条 業務の停止の基準期間は、別表「業務停止の処分事由別基準期間」に定めるところによる。

- 2 業務の停止を行うべき事由（以下「処分事由」という。）が2つ以上ある場合は、それぞれの処分事由の基準期間を合算した期間とする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。
- 3 業務の停止の処分を受けた貸金業者に対し、当該処分の停止期間満了後3年以内に再度業務の停止を行うときは、前二項に基づいて算定した業務の停止の期間を2倍した期間とする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

（登録の取消し）

第5条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸金業の登録を取り消す。

- (1) 60日以上業務の停止の処分を受けた貸金業者が、当該処分の停止期間満了後1年以内にその処分事由と同一の違反を行ったとき。
 - (2) 業務の停止の処分に違反したとき。
 - (3) 法第24条の6の4第1項第1号に該当し、改善される見込みがないとき。
 - (4) 法第24条の6の4第1項各号（第1号を除く）のいずれかに該当し、情状が特に重いとき。
- 2 前項第3号に規定する「改善される見込みがないとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 当該貸金業者に登録要件を充足させる意思が認められない場合

(2) 当該貸金業者に対する登録要件充足指導を行った後においてもなお登録要件が充足されない場合

3 第1項第4号に規定する「情状が特に重いとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 当該違反行為の結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められ、かつ当該違反行為が事業主、役員又は重要な使用人の行為又は関与により、違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われた場合。

(2) 当該貸金業者に法令違反行為に対する改悛の情が見られないなど、法令遵守の認識が認められない場合。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成19年12月19日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成21年6月18日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成22年6月18日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

別 表

業務停止の処分事由別基準期間

処 分 事 由	関 係 条 項	基準期間
1 指定紛争解決機関との契約締結等義務違反	法第12条の2の2 第1項及び第2項	15日
2 保証料の確認及び記録の作成・保存義務違反	法第12条の8第6 項及び第7項	
3 債権証書の返還義務違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、 第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合 を含む。)	法第22条	
4 信用情報提供等の同意に関する記録の作成・保存義務違反	法第41条の36第3 項	
5 指定信用情報機関の商号の公表義務違反	法第41条の37	
6 変更届出の提出義務違反 (法附則第17条第1項の場合を含む)	法第8条第1項(法附則第17条第 1項)	30日
7 従業者名簿の作成・保存義務違反	法第12条の4第2 項	
8 開始等の届出義務違反	法第24条の6の2	
9 貸金業務取扱主任者の氏名の表明義務違反	法第12条の3第4 項	45日
10 証明書の携帯義務違反	法第12条の4第1 項	
11 資力を明らかにする書面等の徴求義務違反	法第13条第3項及 び第5項、法第13 条の3第3項	
12 返済能力調査記録の作成・保存義務違反	法第13条第4項及 び第5項、法第13 条の3第4項	
13 貸付条件の掲示義務違反	法第14条	
14 帳簿の備付け義務違反	法第19条	
15 帳簿の閲覧義務違反	法第19条の2	
16 債権の取立ての際の支払催告書の記載事項等義務違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第 2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用 する場合を含む。)	法第21条第2項	

17 債権の取立ての際、貸金業者等の氏名等の相手方への表明義務違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第21条第3項	
18 標識の掲示義務違反	法第23条	
19 債権譲受者への通知義務違反 (第24条第2項で準用する場合を含む。)	法第24条第1項	
20 保証業者への通知義務違反	法第24条の2第1項	
21 受託弁済者への通知義務違反	法第24条の3第1項	
22 保証業者の保証等に係る求償権等譲受者への通知義務違反 (第24条の4第2項で準用する場合を含む。)	法第24条の4第1項	
23 受託弁済者の受託弁済に係る求償権等譲受者への通知義務違反 (法24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第24条の5第1項	
24 貸金業務取扱主任者の設置義務違反	法24条の6の4第1項第1号 (法第6条第1項第13号(法第12条の3第1項))	
25 貸金業遂行のための体制整備義務違反	法第24条の6の4第1項第1号 (法第6条第1項第15号)	
26 他に営む業務の公益違反	法第24条の6の4第1項第1号 (法第6条第1項第16号)	
27 虚偽の告知、重要事項の不告知の禁止違反	法第12条の6第1号	60日
28 偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止違反	法第12条の6第4号	
29 自殺を保険事故とする生命保険契約の締結制限違反	法第12条の7	
30 返済能力調査義務違反	法第13条第1項	

31 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した返済能力調査義務違反	法第13条第2項及び第5項、法第13条の3第1項及び第2項
32 過剰貸付け等の禁止義務違反	法第13条の2、法第13条の4
33 貸付条件の広告に関する表示義務違反	法第15条
34 誇大広告の禁止違反	法第16条
35 契約締結前の書面交付義務違反	法第16条の2
36 生命保険契約に係る同意前の書面交付義務違反	法第16条の3
37 契約締結時の書面交付義務違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第17条
38 受取証書の交付義務違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第18条
39 特定公正証書に係る制限違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第20条
40 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第20条の2
41 業務改善命令違反	法第24条の6の3
42 取立て制限者に対する債権譲渡等規制違反	法第24条の6の4第1項第3号

<p>43 債権譲渡等をした場合において、次のいずれにも該当することとなった場合</p> <p>(1) 債権譲受者が取立て制限者であることを知らないことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合、又は転々譲渡後取立て制限者が債権譲渡を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合</p> <p>(2) 債権譲渡等を受けた取立て制限者が取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</p>	<p>法第24条の6の4第1項第4号</p>	
<p>44 取立て制限者に対する保証契約の締結規制違反</p>	<p>法第24条の6の4第1項第5号</p>	
<p>45 保証業者と保証契約を締結した場合において、次のいずれにも該当することとなった場合</p> <p>(1) 保証業者が取立て制限者であることを知らないことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合、又は取立て制限者が保証等に係る求償権等の債権譲渡を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合</p> <p>(2) 取立て制限者である保証業者又は保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</p>	<p>法第24条の6の4第1項第6号</p>	
<p>46 取立て制限者に対する弁済の委託規制違反</p>	<p>法第24条の6の4第1項第7号</p>	
<p>47 債務の弁済を委託した場合において、次のいずれにも該当することとなった場合</p> <p>(1) 受託弁済者が取立て制限者であることを知らないことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合、又は取立て制限者が受託弁済に係る求償権等の債権譲渡を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかった場合</p> <p>(2) 取立て制限者である受託弁済者又は受託弁済に係る求償権等の取得後、債権譲渡等を受けた取立て制限者が取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</p>	<p>法第24条の6の4第1項第8号</p>	

48 貸金業者と密接な関係を有する債権譲受者が取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき、貸金業者が取立て行為の規制違反について相当の注意を払ったことを証明できなかった場合	法第24条の6の4第1項第9号	
49 貸金業者と密接な関係を有する求償権等を取得した保証業者が、取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき、貸金業者が取立て行為の規制違反について相当の注意を払ったことを証明できなかった場合	法第24条の6の4第1項第10号	
50 貸金業者と密接な関係を有する求償権等を取得した受託弁済者が、取立てをするに当たり、第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき、貸金業者が取立て行為の規制違反について相当の注意を払ったことを証明できなかった場合	法第24条の6の4第1項第11号	
51 事業報告書の提出義務違反	法第24条の6の9	
52 報告徴収義務違反	法第24条の6の10第1項	
53 立入検査義務違反	法第24条の6の10第3項	
54 社内規則の作成、変更命令違反	法第24条の6の11	
55 指定信用情報機関への個人信用情報の提供義務違反	法第41条の35	
56 指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得義務違反	法第41条の36第1項、第2項	
57 無登録営業所での営業禁止違反	法第11条第3項	90日
58 取立て行為の規制違反 (第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項で準用する場合を含む。)	法第21条第1項	
59 信用情報の目的外使用等の禁止違反	法第41条の38	
60 利息、保証料等に係る制限等違反(法第12条の8第6項及び第7項の規定を除く)	法第12条の8(第6項及び第7項を除く)	120日
61 貸金業の業務に関し物価統制令第12条違反、刑法、暴力行為等処罰に関する法律違反	法第24条の6の4第1項第2号	

62 法に基づく埼玉県知事の処分に違反したとき	法第24条の6の4 第1項第2号	
63 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 (同法第31条第7項の規定を除く)	法第24条の6の4 第1項第12号	